

入札書比較価格	¥ 47,100,000 円
予定価格(消費税含む)	¥ 51,810,000 円

建設リサイクル法対象 建設工事

電子縦覧対象工事

令和 6 年度

工事番号 第 25 号

町道荒熊内大通り線流末排水路整備工事(第2工区)

特記仕様書

上北郡七戸町字 荒熊内 地内

七戸町



第1条 適用範囲

本工事は、青森県県土整備部制定「共通仕様書」に準拠するほか、本特記仕様書により施工するものとする。仕様書の記載内容の優先は、「土木工事特記仕様書」「共通特記仕様書」「共通仕様書」の順とする。

第2条 施工条件明示

下表項目、事項のうち該当欄は、工事施工に当たって制約等を受けることとなるので明示する。なお、明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない施工条件が発生した場合は、監督職員と協議し適切な処置を講ずるものとする。

明示事項		内容																										
1.工程関係	1.工事日数又は工期	<input checked="" type="checkbox"/>	工期 令和 6 年 12 月 25 日まで																									
		<input type="checkbox"/>	工事日数 日間																									
		<input type="checkbox"/>	この工事の工期は、春先の工事着手を想定して設定されている																									
		<input type="checkbox"/>	この工事は、 年債務であり、契約年度内に出来高の確保が必要である。																									
		<input type="checkbox"/>	この工事は、「余裕期間制度」を適用する。	実工期	日間																							
				余裕期間	契約締結の翌日から 日以内																							
				留意事項	受注者は現場着手日報告書(別紙様式)を提出することにより、請負契約を締結した翌日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。																							
					なお、現場着手日は共通仕様書に定める工事着手を行う日であり、やむを得ない事情がある場合を除き休日とすることができない。																							
		2.週休2日の確保		本工事における週休2日確保工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。 なお、週休2日確保工事の実施方法は、整備企画課ホームページに掲載している「週休2日確保工事実施要領」による。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikaku/hatarakikata.html																								
				週休2日確保工事の実施方式 <table border="1"> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>発注者指定型(現場閉所)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>発注者指定型(交替制)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>受注者希望型*</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>対象外</td> </tr> </table> 週休2日の確保に係る費用の計上 <table border="1"> <tr> <td>当初</td> <td>変更</td> <td>計上している費用</td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td></td> <td>4週8休以上(現場閉所)を想定した経費補正</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>4週8休以上(交替制)を想定した経費補正</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>費用の計上を行っていない</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他()</td> </tr> </table> <p>*: 発注後、実施内容を協議すること</p>				<input checked="" type="checkbox"/>	発注者指定型(現場閉所)	<input type="checkbox"/>	発注者指定型(交替制)	<input type="checkbox"/>	受注者希望型*	<input type="checkbox"/>	対象外	当初	変更	計上している費用	<input checked="" type="checkbox"/>		4週8休以上(現場閉所)を想定した経費補正			4週8休以上(交替制)を想定した経費補正			費用の計上を行っていない	
<input checked="" type="checkbox"/>	発注者指定型(現場閉所)																											
<input type="checkbox"/>	発注者指定型(交替制)																											
<input type="checkbox"/>	受注者希望型*																											
<input type="checkbox"/>	対象外																											
当初	変更	計上している費用																										
<input checked="" type="checkbox"/>		4週8休以上(現場閉所)を想定した経費補正																										
		4週8休以上(交替制)を想定した経費補正																										
		費用の計上を行っていない																										
		その他()																										
		対象期間に含めない期間のうち、「設計図書において対象外としている期間」、「災害対応等、受注者の責によらない作業が行われている期間」及び「その他、協議により対象外と認められる期間」は以下のとおりである。																										
3.影響を受ける他の工事及び制約の有無	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	他工事の名称		発注者等名	影響を受ける箇所	期間																						
						~																						
						~																						
						~																						
		時間帯		工種	制約内容	その他																						
		~																										
		~																										
		~																										
		4.施工時期・時間、施工方法制約の有無		制約の要因	工種	時期	時間帯	制約の内容																				
		□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				~	~																					
5.関連機関等との協議未成立に伴う制約の有無	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	関連機関名称	協議内容	成立見込時期	制約箇所	制約内容																						
6.関係機関等との協議結果、工程に影響を受ける特定条件の有無	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	関係機関名称	影響を受ける箇所	影響を受ける期間	影響を受ける内容																							
				~																								
				~																								
				~																								
				~																								
7.地下埋設物・埋蔵文化財の事前調査・移設による制約の有無	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	地下埋設物・埋蔵文化財名称	管理者の名称	事前調査の時期	移設時期																							

明示事項		内容																																																
2.ICT及びBIM/CIMの活用	1.ICT施工の実施	本工事におけるICT活用工事の実施及び費用の計上は以下のとおりである。 なお、ICT活用工事の実施方法は、整備企画課ホームページに掲載している「ICT活用工事実施要領」による。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikaku/i-construction.html																																																
		対象工種及び費用の計上																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>発注者 指定型</th><th>受注者 希望型</th><th>工種</th><th>費用の計上</th></tr> <tr> <th></th><th></th><th></th><th>当初</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">土工(土工・土工(1,000m³未満)・小規模土工)</td><td></td><td>変更</td></tr> <tr> <td>※</td><td>※</td><td>作業土工(床掘)</td><td>-</td></tr> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>法面工</td><td>-</td></tr> <tr> <td>※</td><td>※</td><td>付帯構造物設置工</td><td>-</td></tr> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>擁壁工</td><td>-</td></tr> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>地盤改良工</td><td>-</td></tr> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>基礎工</td><td>-</td></tr> <tr> <td>-</td><td>-</td><td>河川浚渫工</td><td>-</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>舗装工</td><td>-</td></tr> <tr> <td>-</td><td></td><td>舗装工(修繕)</td><td>-</td></tr> </tbody> </table>	発注者 指定型	受注者 希望型	工種	費用の計上				当初	土工(土工・土工(1,000m ³ 未満)・小規模土工)			変更	※	※	作業土工(床掘)	-	-	-	法面工	-	※	※	付帯構造物設置工	-	-	-	擁壁工	-	-	-	地盤改良工	-	-	-	基礎工	-	-	-	河川浚渫工	-			舗装工	-	-		舗装工(修繕)	-
発注者 指定型	受注者 希望型	工種	費用の計上																																															
			当初																																															
土工(土工・土工(1,000m ³ 未満)・小規模土工)			変更																																															
※	※	作業土工(床掘)	-																																															
-	-	法面工	-																																															
※	※	付帯構造物設置工	-																																															
-	-	擁壁工	-																																															
-	-	地盤改良工	-																																															
-	-	基礎工	-																																															
-	-	河川浚渫工	-																																															
		舗装工	-																																															
-		舗装工(修繕)	-																																															
		上表において、発注者指定型及び受注者希望型のどちらにも☑がない場合でも、受注者が希望する場合は、協議のうえ受注者希望型と同様の取扱とする。																																																
		※作業土工(床掘)及び付帯構造物設置工は、他の工種と併用する場合に活用することができる。																																																
		3次元設計データの有無 施工に必要となる3次元設計データのうち、本工事で作成が必要な範囲																																																
		<table border="1"> <tr> <td>有</td><td>記載例:</td></tr> <tr> <td>✓ 無</td><td>詳細設計業務において完成形状の設計データ(土工及び舗装工)を作成済</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>であり、本工事に合わせた修正が必要である。</td></tr> </table>	有	記載例:	✓ 無	詳細設計業務において完成形状の設計データ(土工及び舗装工)を作成済	その他	であり、本工事に合わせた修正が必要である。																																										
有	記載例:																																																	
✓ 無	詳細設計業務において完成形状の設計データ(土工及び舗装工)を作成済																																																	
その他	であり、本工事に合わせた修正が必要である。																																																	
		アンケート調査への協力について																																																
		以下のいずれかに該当する場合は、ICT活用工事実施アンケートに回答すること。 回答時期は、現場作業完了後とする。																																																
		<ul style="list-style-type: none"> ・発注者指定型または受注者希望型の対象となっている場合 ・上記以外の工事において、受注者の希望によりICT活用工事を実施した場合 																																																
		アンケートは、以下のアドレスまたは右のQRコードから専用サイトにアクセスして回答すること。 https://apply.e-tumo.jp/pref-aomori-u/offer/offerList_detail?tempSeq=10591																																																
	2.BIM/CIMの活用	本工事におけるBIM/CIMの活用は、第6条に記載のとおり。																																																
3.用地関係	1.工事用地等の未処理部分の有無	未処理箇所	影響を受ける範囲	影響を受ける工種	取得見込時期																																													
	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																																																	
	2.工事用地等の使用終了後における復旧条件の有無	復旧が必要な場所	復旧が必要な範囲	復旧条件	復旧完了予定日																																													
	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																																																	
	3.工事用仮設道路・資機材置き場用借地の有無	借地の場所	借地の面積	借地の期間	使用条件	復旧方法																																												
	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			~																																														
	4.仮設ヤード指定の有無	指定の場所	指定の面積	使用期間	使用条件	復旧方法																																												
	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			~																																														
				~																																														
				~																																														
4.公害関係	1.公害防止に伴う制限の有無	公害の種別	対象工種	内容	作業時期	その他																																												
	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無				~																																													
	2.水替・流入防止施設の必要性の有無	対象工種	場所	施工方法	施工期間等																																													
	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																																																	
	3.濁水・湧水処理への特別な対策必要性の有無	対象工種	処理内容	処理条件	期間																																													
	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																																																	
	4.事業損失等、第三者に被害を及ぼすことが懸念されるか	懸念事項・範囲	調査の内容	調査の実施時期	報告書の有無																																													
	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無																																																	

明示事項		内容						
5.安全対策関係	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設の種類	対象工種	設置期間	施設の内容等			
6.工事用道路関係	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	施設の名称	管理者	範囲	協議状況	条件・制限等の内容		
7.仮設備関係	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	危険要因	施設の種類・名称	施設の規格	設置期間			
8.工事用機械関係	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	搬入経路	使用期間	使用時間帯	制限の内容			
			~	~				
			~	~				
		使用中の管理の内容		使用後の補修の内容				
9.工事用機械関係	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	設置場所	規格・構造	安全施設設置区間	安全施設の内容			
				~				
				~				
		維持補修の内容		工事終了後の処置				
10.工事用機械関係	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称・規格	数量	設置期間	条件等			
				~				
				~				
				~				
				~				
11.工事用機械関係	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称・規格	数量	設置期間	条件等			
				~				
				~				
				~				
				~				
12.工事用機械関係	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称	引渡し工事名	引渡し時期	条件等			
13.工事用機械関係	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称	設置工事名	設置工事施工者	引継ぎ時確認事項			
14.工事用機械関係	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	引継ぎ時期	条件等					
15.工事用機械関係	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称	仮設物の規模	使用材料	施工方法			
16.工事用機械関係	□ 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	仮設物の名称	設計条件	その他				

明示事項		内容			
8.建設副産物関係	1.建設発生土の搬出 ☑ 有 □ 無	本工事において発生する建設発生土の搬出は、以下のとおりである。 なお、搬出作業完了後、搬出先の管理者等に対し受領書の交付を求めるこ。			
		搬出先の情報	名称等	任意	
			所在地	-	
			管理者	-	
			運搬距離	L=2km以下	
		搬出する土砂	土質区分	第3種建設発生土	
			搬出量(m3)*	1,270m ³	
			利用用途	盛土利用	
		法規制等の有無	該当の有無	対象外	
			許可・届出		
			許可番号等		
			土地所有者等の同意		
			土壤汚染対策法		
			その他法令等		
			設計上の取扱い		
			搬出時期	6~12月	
			その他条件		
		*搬出量は地山相当(C=1.0, L=1.0)の数量である。			
	2.建設発生土の搬入 ☑ 有 □ 無	本工事において使用する建設発生土の搬入は、以下のとおりである。 なお、搬入完了後、発生場所の管理者等に対し受領書を交付すること。			
		搬入元の情報	名称等	七戸町	
			所在地	七戸町字蛇坂地内	
			管理者	七戸町	
			運搬距離	L=1.5km以下	
		搬入する土砂	土質区分	第3種建設発生土	
			搬入量(m3)*	2,320m ³	
			利用用途	盛土利用	
			搬入時期	6~12月	
			その他条件		
		*搬入量は地山相当(C=1.0, L=1.0)の数量である。			
	3.建設副産物の現場内での減量化・再利用の有無 □ 有 ☑ 無	種別	減量化の内容	再利用の方法	その他
	4.建設廃棄物の有無 □ 有 ☑ 無	下記の所在地にある処分場は設計積算上での条件明示であり、処分場を指定するものでない。 実際に搬出先とする処分場については、施工計画書に記載し、監督職員の承諾を得ること。 施工計画書の提出を要しない工事の場合は、工事打合簿を提出し、監督職員の承諾を得ること。			
		種別	発生量	運搬距離	最終処分場所在地
	5.建設副産物の有無 ☑ 有 □ 無	下記の所在地にある処理施設は設計積算上での条件明示であり、処理施設を指定するものでない。 実際に搬出先とする処理施設については、施工計画書に記載し、監督職員の承諾を得ること。 施工計画書の提出を要しない工事の場合は、工事打合簿を提出し、監督職員の承諾を得ること。			
		種別	発生量	運搬距離	再生処理施設所在地
		C _o 殻(有筋)	18.0t	5.7km以下	七戸町
		木くず	400.0t	4.0km以下	七戸町
	6.再生資材利用の有無 ☑ 有 □ 無	再生資材の名称	規格	使用箇所	
		再生碎石	RC-40	碎石舗装工	
	7.産業廃棄物税計上の有無 □ 有 ☑ 無	本工事で発生する建設廃棄物については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること 有:本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上している 無:本工事では、青森県産業廃棄物税相当額を計上していないが、必要に応じ設計変更で対応する			

明示事項		内容					
9.工事支障物件等	1.占用物件等の工事支障物件の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 2.占用物件工事との重複施工の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	支障物件名	管理者名	場所	協議の状況	移設時期	
		工事方法			条件等		
10.薬液注入関係	1.薬液注入工事の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 2.周辺環境影響調査の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	占用物件名	管理者名	重複する工種	重複する期間	対応内容	
					~		
					~		
					~		
		設計条件	工法区分		材料種類	施工範囲	削孔数量
注入量	注入圧	その他					
11.その他	1.工事用資機材の保管及び仮置きの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 2.工事現場発生品の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 3.支給材料及び貸与品の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 貸与品 <input type="checkbox"/> 支給材料 4.随意契約工事に伴う間接費等調整の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 5.各種調査の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 ※共通仕様書に基づき協力すること	種類	数量	保管・仮置き場所		期間	
						~	
						~	
						~	
		保管方法		積込・運搬方法			
品名	数量	引渡し場所		引渡し時期	運搬距離		
品名	数量	構造・規格等	引渡し場所	返納場所			
使用目的・箇所			条件	引渡し時期	その他		
工事番号	工事名		場所				
※本工事は、上記工事と間接費等の調整を行っている。							
調査名称	内容		その他				

明示事項		内容																							
11.その他	6.共通仕様書に定める以外の施工検査の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種等	検査時期	その他																					
	7.中間検査の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種等	検査時期	その他																					
	8.部分引渡しの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	指定部分	引渡し時期																						
	9.部分使用の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	使用箇所	使用期間	その他																					
		~																							
		~																							
		~																							
		~																							
10.工事現場の現場環境改善	本工事における現場環境改善の実施及び費用の計上は以下のとおりである。 なお、現場環境改善の実施方法は、整備企画課ホームページに掲載している「現場環境改善実施要領」による。 https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikaku/hatarakikata.html																								
	現場環境改善の実施について		現場環境改善費の計上方法																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th></th><th>当初</th><th>変更</th></tr> <tr><td>対象</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>対象外</td><td>✓</td><td></td></tr> </table>			当初	変更	対象			対象外	✓		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th></th><th>当初</th><th>変更</th></tr> <tr><td>率計上</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>積上げによる計上</td><td>-</td><td></td></tr> <tr><td>計上していない</td><td>✓</td><td></td></tr> </table>			当初	変更	率計上			積上げによる計上	-		計上していない	✓	
		当初	変更																						
	対象																								
	対象外	✓																							
		当初	変更																						
	率計上																								
	積上げによる計上	-																							
	計上していない	✓																							
	発注者による実施内容の指定																								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr><th>実施項目</th><th>指定の有無</th><th>指定する内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>仮設備関係</td><td>無(任意)</td><td></td></tr> <tr><td>安全設備関係</td><td>無(任意)</td><td></td></tr> <tr><td>當緒設備関係</td><td>無(任意)</td><td></td></tr> <tr><td>地域連携</td><td>無(任意)</td><td></td></tr> </tbody> </table>						実施項目	指定の有無	指定する内容	仮設備関係	無(任意)		安全設備関係	無(任意)		當緒設備関係	無(任意)		地域連携	無(任意)					
	実施項目	指定の有無	指定する内容																						
	仮設備関係	無(任意)																							
	安全設備関係	無(任意)																							
	當緒設備関係	無(任意)																							
地域連携	無(任意)																								
11.監督職員の検査を受けて使用すべき材料の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	材料名		工事段階	備考																					
12.監督職員の立会いの上で調合すべき材料の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	材料名		工事段階	備考																					
13.調合について監督職員の見本検査を受ける材料の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	材料名		工事段階	備考																					
14.監督職員立会いの上、施工すべき工種の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工種名		工事段階	備考																					
15.工事調整会議開催の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	工事調整会議とは、工事着手前に設計の意図及び目的を施工者への確に伝え、設計及び施工条件、施工上の留意点などを確認、協議することにより、工事施工の円滑化と品質の確保を目的とし、発注者・設計者・施工者により構成される会議である。																								
16.地盤情報登録の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	本工事は、地盤情報を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない工事である。詳細は、一般財団法人国土地盤情報センターホームページ(https://ngic.or.jp/)参照のこと。																								

11.その他 - 17 青森県認定リサイクル製品の使用

本工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。

なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか、使用できない理由がある場合は、その旨を書面で提出し、監督職員の承諾を得て新材製品を使用するものとする(Aグループのみ)。

【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※使用上のグループ区分は、価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。

Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

製品のパンフレットや優先使用指針、使用様式は下記の環境政策課ホームページに掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/nintei_recycle.html

11.その他 - 18 1日未満で完了する作業の積算

(1) 詳細については「国土交通省 土木工事標準積算基準書」を参照すること。

(2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

(3) 下記などの1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

・通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合

・「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合

(4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。

11.その他 - 19 遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その費用について設計変更することとする。

資材名	規格	調達地域等

本項目に関する運用マニュアルや使用様式は下記ホームページに掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikaku/sekkei_henkou.html

11.その他 - 20 労働者確保に要する間接費の設計変更

1.本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費:労働者送迎費、宿泊費、借上費(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。)

労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2.受注者から協議があった場合、発注者は工事費構成書にて共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。

3.受注者は、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。

4.最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領收書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

5.受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

6.実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。また、現場管理費は、土木工事標準積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。

7.受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。

8.疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

本項目に関する運用マニュアルや使用様式は下記ホームページに掲載しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikaku/sekkei_henkou.html

11.その他－21 快適トイレの導入について

(1) 本工事では、受注者が「快適トイレ」の設置を希望する場合に、共通仮設費に含まれている従来型トイレ(1万円/基・月)との差額を計上できるものとする。

(2) 受注者は、「快適トイレ」の設置を希望する場合、以下の①～⑪の仕様を満たすトイレを設置するものとする。⑫～⑯の項目については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

●快適トイレに求める標準仕様

- ①洋式便座
- ②水洗機能(簡易水洗、屎尿処理装置付きを含む)
- ③臭い逆流防止機能(フランパー機能)
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
- ④容易に開かない施錠機能(二重ロック等)
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明できること)
- ⑤照明設備(電源がなくても良いもの)
- ⑥衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg 以上)

●快適トイレとして活用するために備える付属品

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)
- ⑨サニタリーボックス(女性専用トイレに必ず設置)
- ⑩鏡付きの洗面台
- ⑪便座除菌シート等の衛生用品

●推奨する仕様、付属品

- ⑫室内寸法 900×900mm 以上(半畳程度以上)
- ⑬擬音装置
- ⑭着替え台(フィッティングボード等)
- ⑮フランパー機能の多重化
- ⑯窓など室内温度の調整が可能な設備
- ⑰小物置き場等(トイレットペーパー予備置き場)

(3) 設置に要する費用については、当初では計上していない。(2)を満たしていることを示す書類及び見積書を作成のうえ監督職員と協議し、変更時に計上するものとする。

(4) 計上費用は、実際に要した費用のうち従来型トイレ(1万円/基・月)との差額について51,000円/基・月を上限に計上するものとし、男女各1基ずつの計2基(現場に女性がない場合は1基)まで計上の対象とする。

(5) 計上費用の上限を超過した金額については計上を行わないが、現場環境改善費の率分計上による実施内容とすることができる。

(6) 快適トイレは現場付近に設置するものを対象とし、現場事務所内に備え付けられているトイレは本項目の対象としない。

快適トイレについての詳しい情報は、国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/tec/kankyouseibi.html>

11.その他－22 施工箇所が点在する工事の積算方法について

1.本工事は、施工箇所が点在する工事であり、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、『○○地内(施工箇所○○、○○)、△△地内(施工箇所○○)、□□地内(施工箇所○○)(以下、対象地内といふ)』毎に共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事」である。

2.詳細については、「国土交通省 土木工事標準積算基準書」を参照すること。

11.その他 - 23 落橋防止装置等への対応

1. 溶接種別の確認等

受注者は、落橋防止装置、変位制限装置(以下、「落橋防止装置等」)の設計図書における溶接記号に疑義が生じた場合には、土木工事共通仕様書「第1編 第1章 第1節 1-1-3 設計図書の照査等 第2項」に準ずるものとする。

なお、受注者は設計図書の照査にあたっては、別添の(一社)建設コンサルタント協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良の再発防止に関する(要請書)」(平成27年12月25日付)を踏まえて実施するものとする。また、受注者は外部の製作会社に製作を外注する場合には、製作会社が作成する製作要領書等により、製作会社が契約図書の内容を正確に認識していることを確認するものとする。

2. 落橋防止装置等製作工

工場で行う落橋防止装置等の製作については、以下によるものとする。

1) 土木工事共通仕様書「3-2-12-3 构造製作工」に準じて行うものとする。

2) 溶接検査について

①受注者は、外部の製作会社に製作を外注する場合には、内部きずの非破壊試験検査を受注者自身或いは第三者の検査会社で行うことを施工計画書に明記するものとする。

②受注者は、検査を外注する場合には、当該工事の製作会社に所属せず、かつ、当該工事の品質管理の試験(社内検査)を行っていない第三者の検査会社と直接契約を行うものとする。

③内部きずの検査について、非破壊検査を行う者は、試験の種類に応じたJISZ2305(非破壊試験－技術者の資格及び認証)の資格を有した者であること。なお、資格証明書(写)を施工計画書に添付するものとする。

④落橋防止装置等における完全溶込み溶接継手における超音波探傷試験の非破壊試験検査は全数を対象に溶接継手全長の検査を行うものとする。

3) 溶接施工について

①受注者は、溶接工程において、開先加工、裏はつりの作業状況を自ら記録し、記録書の写しを監督職員に提出するものとする。なお、当該分野についてISO9001を取得している製作会社(登録範囲に鋼構造物の製作や製造等を含むもの)及び検査会社(登録範囲に超音波探傷試験検査を含むもの)を利用する場合は当該記録を同製作会社に行わせることができる。

②受注者は、溶接管理技術者及び溶接技能者の資格証明書(写)を施工計画書に添付するものとする。

4) 抜き打ち非破壊試験検査について

本工事は発注者による抜き打ち非破壊試験検査を実施することがある。よって、受注者は、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査実施後、結果について速やかに監督職員に報告するものとし、塗装等の実施については監督職員の承諾を得るものとする。

また、上記の抜き打ち非破壊試験検査で不合格となった場合、受注者は落橋防止装置等の完全溶込み溶接継手全てにおいて、改めて、受注者自身或いは第三者の検査会社による非破壊試験検査を実施し、その結果を監督職員に報告するものとする。

5) 溶接施工、非破壊試験検査を外注する場合は、施工体制台帳に記載するものとする。

3. 検査等に合格した場合における瑕疵担保の取扱い

検査(完成検査、指定部分完了検査、出来形検査(既済検査)、中間検査)、段階確認、落橋防止装置等を対象とした抜き打ち非破壊試験検査に合格しても、後に施工不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

11.その他 - 24 ゴム製品等への対応

1. ゴム製品等の品質確認等

受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。別表参照)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類(船舶安全法による検査の対象品については、予備検査合格証明書)を提出し、監督職員の確認を得るものとする。

なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後の変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

2. ゴム製品等の品質確認をした場合における瑕疵担保の取扱い

第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。

(別表)

製品及び材料名	
防振ゴム	ディーゼルエンジン用防振ゴム ゴム製軸継手 産業機械用空気ばね
芝保護材	
落橋防止用ゴム	
道路資材	車止め(ガードコーン) 視線誘導標、車線分離標
弾性舗装材	ゴムチップ舗装材
建築防水資材	

※代表的な製品例であり、その他ゴム製品等についても同様の取り扱いをすること。

第3条 設計変更の手続

設計変更等については、契約書第18条から第24条及び共通仕様書共通編1-1-13から1-1-15に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事請負契約における設計変更ガイドライン(総合版)」(青森県 県土整備部)によるものとする。

第4条 使用材料の品質規格等

設計図書に記載された材料のうち、材料内訳及び規格・材質等について詳細な記載が無い材料について、以下に示す。

(1) 植生工材料

種子吹付の材料内訳については下表を参考とし、現地状況や発芽率を考慮の上、事前に配合計算書を提出し、監督職員の承諾を得ること。

(参考)

名称	規格・寸法・材質	数量	単位	備考	100m ² 当り
トルフェスク		0.78	kg		
オーチャードグラス		0.22	kg		
クリーピングレッドフェスク		0.14	kg		
めどはぎ		0.05	kg		
よもぎ		0.03	kg		
やまはぎ		0.02	kg		
肥料 高度化成	NPK 15-15-15	18.00	kg		
ファイバー類		24.00	kg		

(2) 河川景観に配慮したコンクリートブロック

本工事で使用する河川景観に配慮したブロックは、以下の諸元を満足する材料を使用することとし、事前に監督職員の承諾を得ること。

勾 配: 1 : _____
設計流速: _____ m/s

(3) その他

材料名	規格・寸法・材質	適用工種	備 考

第5条 余裕期間制度

- (1) 特記仕様書第2条において余裕期間制度の適用が明示されている場合、受注者は以下により現場着手日の設定等を行うものとする。
- (2) 受注者は「現場着手日報告書」を提出することにより、請負契約を締結した翌日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。ただし、工期末は、次年度末日を超えてはならない。
- (3) 現場着手日までの期間は、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任は要しない。
- (4) 契約締結の日から現場着手日の前日までの現場の管理は、発注者の責任において行うものとし、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等を行ってはならない。ただし、現場に搬入しない資材等の準備は、受注者の責任により行うことができる。
- (5) 詳細は、整備企画課ホームページに掲載されている「余裕期間制度の実施要領」による。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/voyuukikan.html>

第6条 BIM/CIMの活用について(発注者指定型・費用計上あり)

本工事は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づき、以下の内容について3次元モデルを活用するものとする。

(活用の目的及び実施内容を記載)

当初積算では、以下を想定して費用を計上したものであり、変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

(見積聴取の際に設定した仕様を記載)

なお、上記以外の内容における3次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することが可能である。

受注者の希望により実施する場合の費用は、発注者が必要と認めたものに限り設計変更の対象とする。

「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」は、整備企画課ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/i-construction.html>

第6条 BIM/CIMの活用について(発注者指定型・費用計上なし)

本工事は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づき、以下の内容について3次元モデルを活用するものとする。

(活用の目的及び実施内容を記載)

当初積算では実施にかかる費用は計上していない。業務発注後、打合せ等により活用目的、実施内容、仕様及び作成範囲を決定し、発注者が必要と認めたものについて変更時に費用を計上する。

なお、上記以外の内容における3次元モデルの活用についても、受注者の希望により実施することが可能である。

「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」は、整備企画課ホームページを参照のこと。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikikaku/i-construction.html>

第6条 BIM/CIMの活用について(受注者希望型)

本工事は、「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」に基づき、受注者の希望により3次元モデルを活用できるものとする。

3次元モデルの活用を希望する場合は、業務発注後、調査職員と活用目的、実施内容、仕様、作成範囲及び費用の計上について協議すること。
費用は、発注者が必要と認めたものに限り設計変更の対象とする。

「青森県県土整備部所管土木事業におけるBIM/CIM活用実施要領」は、整備企画課ホームページを参照のこと。
<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikaku/i-construction.html>

第7条 排出ガス対策型建設機械

排出ガス対策型建設機械が使用できない場合には、使用できない理由を書面(工事打合簿)により提出し、監督職員の承諾を受けることとする。

第8条 資源有効利用促進法省令に基づく建設副産物の取扱いについて

1 建設副産物情報交換システム(COBRIS)の活用

全ての工事は、建設副産物情報交換システム(以下、「COBRIS」という。)の登録対象工事であり、受注者は、施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は速やかにCOBRISにデータの入力を行うものとする。
なお、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

2 建設発生土の搬出に係る事前確認

受注者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合、再生資源利用促進計画の作成に先立ち、工事現場における土壤汚染対策法等に基づく手続きの状況や、搬出先における盛土規制法等による規制の有無及び許可等について、法令等に基づき確認しなければならない。
また、確認結果は3の再生資源利用促進計画書に添付して提出するものとする。

3 再生資源利用(促進)計画書の作成

共通仕様書第1編1-1-18「建設副産物」において定める再生資源利用促進計画書及び再生資源利用計画書は、COBRISを使用して作成し、施工計画書にその写しを添付して提出するものとする。
なお、施工計画書の作成が不要な工事及び記載内容に変更が生じた場合は、工事打合簿に添付して提出するものとする。

4 再生資源利用(促進)計画書等の掲示

受注者は、3において作成した再生資源利用(促進)計画書及び2において作成した確認結果票の写しを工事現場内の公衆の見やすい場所に掲示しなければならない。

5 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設発生土の搬出を他の者に委託しようとする場合、運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画書の内容及び3の確認結果を通知しなければならない。

6 建設発生土に係る受領書の交付

建設発生土を搬出した工事の受注者は、建設発生土の搬出が完了したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。

また、建設発生土を受け入れた工事の受注者は、受領書の交付を求められた際は、受領書を交付しなければならない。

7 再生資源利用(促進)実施書の作成

共通仕様書第1編1-1-18「建設副産物」において定める再生資源利用促進実施書及び再生資源利用実施書は、COBRISを使用して作成し、監督職員に提出するものとする。

8 作成書類の保管

受注者は、6において受領した受領書及び7において作成した再生資源利用(促進)実施書を工事の完成日から5年間保管するものとする。

第9条 その他の特記事項

本工事にかかるその他の特記事項は下表のとおりとする。

特記事項	特記事項の内容
低入札調査契約	低入札価格調査制度により落札された場合は、契約から14日以内に法定福利費を明示した工事打合簿を監督員へ提出すること。また、施工検査(工事段階検査……各工種)の実施について、施工計画書を基に打ち合わせをする。
法定外労災保険の契約	受注者は労働者災害補償保険法に基づく労災保険のほかに法定外の労災保険の契約を締結しなければならない。保険証券等を監督職員に提示し、確認を受けること。
工事情報共有システムについて	この工事では工事情報共有システムを利用することを原則とする。 なお、通信環境が確保できない場合など、工事情報共有システム利用基準で対象外とすることができる場合に該当するときは、監督職員とシステムの利用について協議すること。 工事情報共有システム利用基準 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikaku/kojijohokvoyusystem.html
工事書類の標準化	「土木工事共通仕様書(様式集)」の一部様式を含む県の工事関係書類については、県様式に加え国様式の提出も認めるものとする。 ただし、国様式の「工事名」欄には、「工事番号」と「工事名」を記載すること。 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikaku/files/koujisyorui-hyouiyunka.pdf
遠隔臨場による施工検査等	本工事は、通信環境を構築できない場合を除き、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき施工検査等の遠隔臨場を実施する。 建設現場の遠隔臨場に関する試行要領 青森県県土整備部 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikaku/enkakurinjo.html
施工体制の自己点検	受注者は、共通仕様書第1編1-1-10「施工体制台帳」において提出が義務付けられている施工体制台帳について、「青森県県土整備部建設工事施工体制点検要領」に基づき施工体制の自己点検を実施し、施工体制台帳並びに確認・点検した第1号様式、第2号様式、第3号様式及び第4号様式を監督職員に提出するものとする。 <整備企画課HP> https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kendo/seibikaku/sekoutaisei.html
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第12条第1項の規定による説明(書面の様式については監督職員の指示による)については、落札者は契約前に当該報告を監督職員に対して行うものとする。 落札者は、監督職員への説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当職員に提出するものとする。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条について	(法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。) 法第18条第1項の規定による報告(書面の様式については監督職員の指示による)については、受注者は再資源化等が完了したときは、当該報告を監督職員に対して行うものとする。
「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品の使用について	認定リサイクル製品を使用する場合は、様式(28)に必要事項を記入のうえ、公衆の見やすい場所に掲示すること。
伐木・抜根材の有効利用	伐木・除根等により発生した伐木・抜根材を有用物として、有効利用する一般の希望者へ提供するので、伐木・抜根材を樹種・部位別に分別し、1~3m程度の長さに切断、1m未満のものを含めて集積し、整然と保管すること。 伐木・抜根材の発生情報を県土整備部整備企画課のホームページから公表するので、樹種・部位別の個数、重量、引渡期間、引渡場所、現場代理人の連絡先等を監督職員へ速やかに報告し、保管状況写真を提出すること。 引渡期間を経過した伐木・抜根材は、再資源化処理場へ搬出するなど適正に処理すること。
石綿障害予防規則に基づく工事	石綿障害予防規則に基づき、解体等の作業における保護具の装着、湿潤を保つ措置を行う費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用、特別の教育を請負者が実施する場合の費用については、当初積算では計上していないため、それらに要した費用について監督職員と協議の上、設計変更で見込むものとする。 また、石綿の使用の有無を分析によって調査する場合の工期の変更についても、契約書の関係条項に基づき適切に変更することとする。
完成検査申請等	完成検査実施予定の前月15日までに予定日を監督職員に報告のこと
青森県県土整備部請負工事成績評定要領第4条5項について	(請負代金が500万円以上の工事の場合に限る。) 受注者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式26、27により提出できる。
暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務	受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
舗装工事における工事記録の作成	青森県が管理する道路(道路法に基づく道路)について、新設・改築・維持・修繕の舗装工事を行う際は「舗装工事における工事記録作成要領」に基づき工事記録を作成し、工事完了後に監督職員へ提出すること。 ※工事着手前に監督職員から必要書類等(作成要領や提出様式の電子データ)の提供を受けること。
対策工事報告書の作成	青森県橋梁アセットマネジメント運営マニュアル(案)に定める対策工事報告書(様式1, 2, 3)を作成し、工事完了後に監督職員へ提出すること。 ※工事着手前に監督職員から必要書類等(提出様式の電子データ)の提供を受けること。

ワンデーレスponsの実施について

本工事は、ワンデーレスpons実施対象工事である。「ワンデーレスpons」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

Wiークリースタンスの推進について

本工事は、受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のため、Wiークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

1. 打ち合わせ時間の配慮

打ち合わせは、勤務時間内におこなう。

2. 資料作成依頼の配慮

資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。

3. ワンデーレスponsの再徹底

問い合わせに対して、ワンデーレスponsを徹底する。

青森県県土整備部発注工事におけるデジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以降、「対象工事」と称する)とすることができる。対象工事では、以下の1.から4.の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以降、「使用機器」と称する)については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参考すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者は、同条1.の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準「2-2 撮影方法」による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準に準ずるが、同条2.に示す小黒板情報の電子的記入については、写真管理基準「2-5 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条2.に示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黒板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」の取り扱いについて

1. 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等

(1)現場の鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン(平成29年3月)」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。

ただし、一般的な鉄筋コンクリート構造物においては、スランプ値は12cmとすることを標準とする。

(2)青森県県土整備部の土木工事共通仕様書及び設計図書等の関係図書に記載のある一般的な鉄筋コンクリート構造物のスランプ値は、8cmを12cmと読み替える。

※「一般的な鉄筋コンクリート構造物」とは、青森県県土整備部共通仕様書(参考資料)「レディーミクストコンクリート標準使用基準(土木工事)」⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑯⑰⑯に示す構造物である。

2. 品質確認について

スランプ値12cmの場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」及び「ガイドライン」により、品質の確認を行うこととする。

スランプ値12cmを超える場合は、青森県県土整備部「土木工事共通仕様書」、「ガイドライン」及び「コンクリート標準示方書(施工編)」等に基づき、受注者と協議して品質確認方法を決めることとする。

第10条 提出書類

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
建設課	工事工程表	契約締結後14日以内	1部	3条	
建設課	現場代理人等通知書	着工時	1部	10条	
監督職員	工事履行報告書	毎月1回監督職員の指定する日	1部	11条	毎月1部提出のこと
監督職員	完成届	工事完成の日から5日以内	1部	31条	
監督職員	引渡書	工事完成検査合格後	1部	31条	
監督職員	請求書	工事完成検査合格後	1部	32条	

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
建設課	請負代金内訳書	契約締結後14日以内	1部	3条	3条(A)(B)適用の場合
建設課	現場代理人等変更通知書	必要の都度	1部	10条	
監督職員	材料確認書	必要の都度	1部	13条	
監督職員	確認・立会依頼書	必要の都度	1部	14条	
監督職員	支給品受領書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督職員	貸与品借用(返納)書	引渡しの日から7日以内	1部	15条	
監督職員	工期延期届	必要の都度	1部	21条	

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
監督職員	工事打合簿	必要の都度	1部	第1編1-1-6	
監督職員	再生資源利用計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-18	
監督職員	再生資源利用促進計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-18	
監督職員	再生資源利用実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-18	
監督職員	再生資源利用促進実施書	工事完成後速やかに	1部	第1編1-1-18	
監督職員	工事写真	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	部 1部	第1編1-1-20	工事写真全部(CD-R) 着工前・完成のみ
監督職員	施工管理図表	工事完成の日から5日以内及び必要の都度	1部	第1編1-1-23	

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条項	備考
監督職員	施工計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-4	※1
監督職員	施工体制台帳 施工体系図	下請負契約締結後速やかに	1部	第1編1-1-10	
監督職員	支給品精算書	工事完成時 (完成前に精算可能な場合はその時点)	1部	第1編1-1-16	
監督職員	現場発生品調書	引き渡し時	1部	第1編1-1-17	
監督職員	火薬類使用計画書	着工前及び必要の都度	1部	第1編1-1-27	非火薬品(破碎薬)含む
監督職員	事故報告書	発生時	1部	第1編1-1-29	
建設管理課	建設業退職者共済組合 掛金収納書(発注者用)	契約(当初・変更・下請)締結後1ヶ月以内	1部	第1編1-1-40	

※1 請負金額1,000万円以上。(ただし、1,000万円未満でも監督職員が必要と認めたとき)